閣 吊房 告 示

定に基 七十 定 一づき 뭉 う 第 成二十五 金

成二十五

総 理 大 安倍

金 \mathcal{O} 支給が 行 わ れ れる災害の知内閣が 範 囲

た理百 の政た 令第二百二 世帯 災 とする。 世 大 七 臣 + 害 Lが定める程度-四号。以下 の数の算定に当たっては、災害の数が五あることとする。この 弔 害 慰金慰 十 五 の支給等に関する法律施行令 程度は、 一号)第一条第二 「令」という。)第 <u>ー</u>の 市 二項に定める算定方法の例によるも、災害救助法施行令(昭和二十二年。この場合において、住居の滅失し町村の区域内において住居の滅失し」第一条第一項に規定する内閣総法律施行令(昭和四十八年政令第三 町

ず 令第 'n る程度の災害として内閣総理 かに該 2一条第 当するものとする。 項 の規定 に ょ ŋ 一大臣が定めるものは、次の各号の第一号に定める程度以上の災害に い準

イ 町 1 、。)。この場合において、住居の滅失した世帯の数の算定村が三以上存在するもの(第一号に定める程度以上の災害.て生じた災害であって、住居の滅失した世帯の数が五以上被害が発生した市町村をその区域に含む都道府県の区域内 って よるものとする。 災害救助法施行 令第一条 第二 項に定める算定 方 法 このとの 当 除 市 お

て生じた災害であって、災害救助法被害が発生した市町村をその区域に 号)第二条第一項の規定による救助(以下 たもの(第一号及びイに定める程度以上の災害を除く。)。弗二条第一項の規定による救助(以下「救助」という。)が が 行 た市町村をその 区域に含む都道府県が二以 |(昭和二十二年は||含む都道府県の|| 含む都道府県 法 区 域 べく。)。 第 内 上 に あ 百 十お

> げるものとする 二条に規定する内閣 び に イ及びロに定める程度以 総理大臣が定める給付金 上 0 は、 を除 次の各号に

害救 法第十二条 の規

四条の 条の規定により支給警察表彰規則(昭和 され <u>二</u>十 る賞 九年国家公安委員 じゅつ金 会規則になる法助な 第金 + 兀 号) 第

により支給される賞じゅつ金消防表彰規程(昭和三十七 年消 防庁告 示 第 __ 号) 第 五. 条 \mathcal{O} 規 定

第二条の規定により支給される賞じゅ 賞じゅつ金に関する訓 令 (昭 和 三十 つ八金年 防 衛 庁 訓 令 第 十 五.

適用については、「百七十万円」とあるのは、「二を取り壊さなければならない等の特別の事情がある合において、被災した住居の建て直しに際し、その害援護資金の限度額は、それぞれの場合に定める短勘案して定める場合は、次に掲げる場合とし、その四 令第七条第一項に規定する内閣総理大臣が被害の四 令第七条第一項に規定する内閣総理大臣が被害の する。 「二百五十 ある場合のロの その る額 そ害 OOO住居の とす 場 種 する。 類 及

り、 法第十条第一項第二号の家財の損害があり、か、法第十条第一項第二号に掲げる損害がない場合、かつ、次のいずれかに該当する場合、以下「法」という。)第十条第一項第一号に掲び災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年 げ法 公被害があば律第八十二

住居の残存部分を取り壊さなければならない等の住居の残存部分を取り壊さなければならない等のは居が半壊した場合(被災した住居の建て直がる住居の損害がない場合。二百五十万円は第二号の家財の損害がない場合、法第十条第一項第二号に掲げる損害がない場合 つ、 百 同五 一号に 揭円

る場合を除く。) 二百七十万円 のし 特に 別際 0) 事 情 そ がの

第十三 該当する場合 第一月第一月 号に掲げる被害 が なく、 カゝ つ、 次 \mathcal{O} 11 ず ħ

第二 号 0 家 財 \mathcal{O} 損 害 が あ ŋ, カコ つ、 同 . 号に 掲

(3)(2)分を取り壊さなければならない等の特別の事情がある場合を除た場合及び被災した住居の建て直しに際し、その住居の残存部、住居が全壊した場合(住居の全体が滅失し、若しくは流失し、住居が半壊した場合(百七十万円

く。) 二百五十万円

Ŧī.

当該被害の 原因とな 0 た災害により住居が全壊した場合